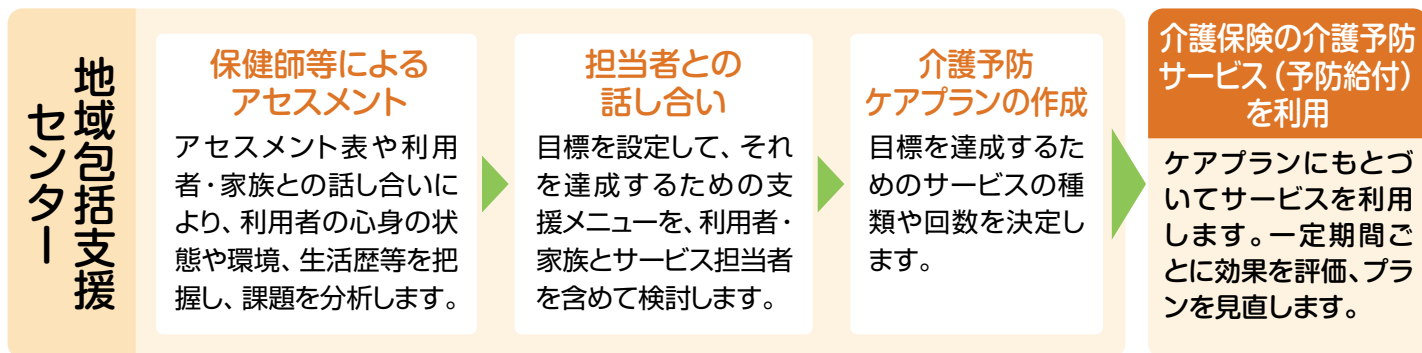


介護予防サービス

★ 自己負担が
変わりました

●介護予防サービス利用までの流れ



※介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者に自己負担はありません。

※自己負担のめやすは、令和3年4月時点のサービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

●新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして甲府市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。訪問型サービス、通所型サービスについては、P.29をご覧ください。

●共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

●自己負担のめやす

※自己負担が1割の場合

1回	870円
----	------



介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリをします。

●自己負担のめやす

※自己負担が1割の場合

1回*	313円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。



医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●自己負担のめやす ※自己負担が1割の場合

医師の指導(月2回まで)	514円
--------------	------

介護予防訪問看護

看護師が訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

●自己負担のめやす ※自己負担が1割の場合

訪問看護ステーションから(20分未満)	309円
病院または診療所から(20分未満)	261円

※早期・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●自己負担のめやす(1か月) ※自己負担が1割の場合
 共通的服务 ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,088円
要支援2	4,067円

※食費、日常生活費は別途負担します。



施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●自己負担のめやす(1日) ※自己負担が1割の場合

要支援1	185円
要支援2	316円

※居住費、管理費、食費、日常生活費は別途負担します。



短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、原則として31日目は全額自己負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●自己負担のめやす(1日) ※自己負担が1割の場合
 〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	454円	454円	532円
要支援2	565円	565円	661円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●自己負担のめやす(1日) ※自己負担が1割の場合
 〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	586円	619円	630円
要支援2	732円	779円	793円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶P20をご覧ください

介護予防住宅改修

▶P21をご覧ください